

2024年1月22日

青梅市議会議長 島崎 実 殿

憲法に緊急事態条項を付加することに反対するよう国に求める陳情

陳情者

氏名

住所

連絡先



【陳情の趣旨】

日本国憲法に緊急事態条項を付加することに反対する意見書を青梅市議会から国へ提出することを要望します。

【陳情の理由】

1 国会等の動向

2023年の国会では、自民・公明・維新・国民民主が緊急事態条項の条文を付加することに賛成し、岸田首相も本年9月までに改憲を実施したいと表明しています。物価高・増税等で国民が疲弊し、能登大震災で国内が大混乱に陥っている今現在、なぜ緊急事態条項について急いで議論する必要があるのか、そもそも必要性があるのか疑問があり、陳情する次第です。

2 緊急事態条項付加に反対する理由

(1) 現憲法に緊急事態条項がない理由

大日本帝国は、戒厳令等緊急事態条項（国家緊急権）が定められ、80回も乱発され、国民は塗炭の苦しみを味わい、戦争に動因され、日本人だけでも約310万人の犠牲者が出ました。現在の憲法はこの反省の上に制定されたも



のです。

帝国憲法改正委員会で、担当大臣の金森徳次郎は、緊急事態条項を置かない理由について、次のような趣旨の答弁をしました。「民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには、政府の一存で行う措置は極力防止しなければならぬ。『非常』という言葉にかりて、そのおおいなる<sup>みち</sup>途を残しておく<sup>おそれ</sup>と、どんなに精緻な憲法を定めても、そこに口実を入れて、また、破壊せられる<sup>おそれ</sup>虞絶無とは断言し難いと思います。よって、この憲法はそのような非常な特例をもって一いわば、行政権の自由判断の余地をできるだけ少なくするように考えた訳です」などと、民主主義、立憲主義の観点での理由を述べ、さらに、特殊の必要があれば、臨時国会招集や参議院の緊急集会で対処できること、平常時にあらかじめ法令等の制定で濫用されないように完備しておくことができることも理由に挙げています。これらの理由は現在でも通用する妥当なものです。

## (2) 具体的な法整備が存在すること

現行憲法には、先に述べた参議院の緊急集会の規定(54条2項)、内閣が法律の範囲内で罰則付きの政令を出すことができる規定(73条6号)がありますが、災害時には災害対策基本法に基づいて、生活必需品の配給等限定的に内閣の緊急政令を認めています。その他、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、新型インフルエンザ対策特別措置法、災害救助法等が整備されています。

また、外部からの武力攻撃等が生じた場合は、安全保障会議設置法、自衛隊法、事態対処法、特定公共施設利用法、国民保護法等の法制度が整備されており、大規模テロ等内乱等による社会秩序の混乱が生じた場合は、警察法(緊急事態の特別措置)、海上保安庁法、自衛隊法、刑法、刑事訴訟法、警察官職務執行法等の法制度が整備されています。

現憲法に敢えて緊急事態条項を付加する必要はありません。

## (3) 緊急事態条項(国家緊急権)の濫用例

ドイツでは、ワイマール憲法の大統領非常権限に基づき、14年間に250回以上の緊急命令が出され、例外規定が常態化しました。ヒトラーは、緊急命令によって、政敵の集会の強制解散、機関誌の発禁処分、国会議員の逮捕等を行い、授権法(全権委任法)を成立させました。このように緊急命令により独裁政権が樹立され、挙げ句の果てユダヤ人600万人以上が絶滅させられた

のです。

(4) 人権侵害のおそれ

緊急事態条項を設けると、「緊急時」を口実に、民主主義、立憲主義、三権分立を破壊し、あらゆる人権を奪うことが可能となります。現行法制度で十分「緊急時」に対応できるのにもかかわらず、緊急事態条項の付加を主張するのは、他に理由があるとしたか考えられません。おそらく9条の改訂は困難だとして、「地ならし」的に緊急事態条項の問題を持ち出したのではないかと思います。

コロナ禍で発出した「緊急事態宣言」と混同させようとしているかのようですし、また、能登大震災での初動の遅れ等の批判を回避するため、緊急事態条項がないから適切に対処できない等とも言い出しかねません。

(5) 地方自治の侵害

旧憲法では地方自治は憲法上の制度ではありませんでした。権力が中央に集中し、そのため国民は戦時体制に抵抗することができませんでした。現憲法によって初めて地方自治体の団体自治・住民自治が保障されたのです。緊急事態条項が付加されれば、国と地方との対等な関係、役割分担が否定され、自治体及び自治体職員も内閣総理大臣の一方的・権力的な指揮命令に従わざるを得ず、地方自治制度は破壊されるでしょう。

(6) 改憲より現憲法遵守を

憲法99条は、国務大臣、国会議員等に対し憲法尊重擁護義務を課していますが、現政権は、「国権の最高機関」(41条)である国会を無視し、重要案件を閣議決定で決めています。まるで閣議決定が統帥権のように濫用されています。改憲よりもその前に現行憲法を尊重し、擁護すべきです。そもそも、大臣や国会議員に改憲の発議権はありませんし、私利私欲しか考えず国民の血税を貪る現閣僚等に改憲を主張する資格はありません。

緊急事態条項付加は憲法「改正」ではなく、明らかに「改悪」です。断固反対すべきです。

以上